コーポレートガバナンス

CORPORATE GOVERNANCE　　KATSURAGAWA ELECTRIC CO.,LTD.

最終更新日：2018年7月2日

桂川電機株式会社
代表取締役社長 渡邉　正禮
問合せ先：業務管理本部 本部長代 中村　洋
証券コード：6416

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社では、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を経営上の最重要課題として捉えており、経営の透明性と公正性の向上により、企業環境の急速な変化に対応できる経営体制を確立して、経営判断の迅速化を図るとともに、意思決定が効率的に行える統治体制を目指しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、基本原則については全て実施しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
株式会社三桂製作所	5,170,000	33.30
渡邉　正禮	1,496,999	9.64
秋元　利規	776,000	4.99
三桂興産株式会社	671,000	4.32
池田　公子	602,667	3.88
湯藤　大恵子	602,667	3.88
篠原　美枝子	584,667	3.76
柳澤　二郎	560,000	3.60
渡邉　恒子	439,000	2.82
INTERACTIVE BROKERS LLC	200,000	1.81

支配株主 (親会社を除く) の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	機械
直前事業年度末における (連結) 従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における (連結) 売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社の内部監査は、代表取締役社長の直轄組織として「内部監査室」を設置しており、社内の各部門の業務運営状況を定期的に監査し、業務執行の監視と業務運営効率化に向けた検証を行って、監査結果を社長に報告しております。
また、会計監査人（有限責任監査法人トーマツ）より監査の方法、監査の結果等の詳細な報告を受け、積極的な質疑応答が行われ、取締役会に報告並びに勧告を行っており、内部監査の有効性の向上に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
太田　義弘	他の会社の出身者									○	○			
秋元　弘光	税理士													○

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
太田　義弘	○	社外監査役の太田　義弘氏は、株式会社三桂製作所の常務取締役です。 株式会社三桂製作所は株式の33.3%を保有する主要株主であるとともにその他の関係会社に該当いたします。 当社と株式会社三桂製作所の間に事務所の賃貸関係はありますが、営業取引関係はありません。	企業経営における豊かな経験と高い見識に基づき、客観的で広範かつ高度な視野から当社の企業活動に助言をいただきたいためです。 当社と太田　義弘氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと認識しております。 主要株主であるとともにその他の関係会社に該当する株式会社三桂製作所の業務執行者にあたりますが、株式会社三桂製作所は可撓電線管の製造販売を主な事業内容とし、下丸子本社建物を直接賃借している取引はありますものの当社の事業活動や経営判断において同社からの制約をうけないとこや営業取引がないため、現在及び将来においても、一定の独立性は確保されていると認識しております。
秋元　弘光	○	―――	税理士としての実務を通じて培われた豊富な経験と高い見識を当社の監査に反映していただくためです。 当社と秋元　弘光氏との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じるおそれはないと認識しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

特にありません。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

全取締役の年間報酬総額を開示しており、取締役報酬総額と使用人分給与総額にわけて記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、取締役の報酬について、取締役会の決議に基づき、株主総会にて決議いただいた所定の限度額内で定めることとし、その支給水準については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し相当と思われる額としております。また、退任時に役員退職慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとしております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

会社の重要な情報については、必要な都度、社長または常勤監査役により直接社外監査役に対して、報告及び説明を実施しております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

業務執行の方法
取締役会は、定時取締役会として原則毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会を開催しております。各種事業上、経営上の重要な方針を決定するとともに、常勤監査役も出席し意見を述べ、経営監督の体制の強化を図っております。

監査・監督
内部監査
監査室が各事業部及び子会社を対象に内部監査を実施しております。

監査役監査
監査役会で定めた監査の方針、各監査役の業務の分担によって、取締役会に出席して意見を述べるほか、業務及び財産の状況の調査等を通じて、取締役の業務執行の妥当性、効率性を検証するなどの経営監視を実施しております。

報酬決定等
取締役の報酬について、取締役会の決議に基づき、株主総会にて決議いただいた所定の限度額内で定めることとし、その支給水準については、取締役の職務の内容及び当社の状況等を勘案し相当と思われる額としております。また、退任時に役員退職慰労金を支給することとし、報酬月額及び在任年数等に基づき定めることとしております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づき、ガバナンス体制を構築しております。
当社の監査役は3名のうち2名が社外監査役であり、独立・公正な立場で取締役の職務執行に対する監査を行っております。
また、監査役会は、定期的に社長との意見交換会を実施しており、取締役会以外においても社外監査役が経営トップに意見具申をする場を設け、外部的視点からの経営の監視機能を果たし、重要会議に出席するなどして、客観的立場で取締役の業務執行を監視しております。

取締役会は、取締役5名で構成しており、原則として毎月1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会は、出席者が活発な意見交換を行う中で、経営の基本方針その他重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関としての機能を充分果たしております。また、取締役は国内外の連結子会社に責任者として定期的に業務執行を管理・監督しております。

現在、社外取締役を選任しておりませんが、社外監査役により外部者として社外の良識、経験、見識等に基づいた客観的な視点から監査が行われ、経営の監査機能の面では十分な体制が構築されていると考えられることから、当社におけるコーポレート・ガバナンスの実効性を確保できるものと認識しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにて、決算発表資料等（法定開示資料）のほか、プレスリリースについても速やかに公開しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	業務管理本部に総務人事IR広報課を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規定を定め、その周知徹底を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境に与える影響を考慮した事業活動の実践と製品の提供に努めることを方針とし、ISO14001認証を取得し、これに従った環境マネジメントシステムを構築し、その継続的な改善と汚染の防止を図っております。
その他	東京証券取引所有価証券上場規定及び関連法規を順守し、適切な会社情報の開示に努めております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施工規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という）を整備しております。

1．取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
(1) 当社は、法令等の遵守体制の根幹と成る行動規範を定め、当社取締役及び従業員が当社の事業活動のあらゆる面において法令を遵守し、かつ実践するように周知徹底する。
(2) また、その徹底を図るため、内部監査室により、監査役と共同して、法令順守への取り組みを横断的に統括することとし、必要に応じ委員会等を設定してこれにあたる。
(3) 内部監査室は、全社的内部統制システムの整備方針及び計画を策定し、取締役と共にそれを実行し、また監査役と連携の上、社内の法令順守の状況を監督する。
(4) 法令遵守（コンプライアンス）に係る相談・通報制度として、企業内の相談窓口を法務部に設けるとともに、会社が契約する社外弁護士に直接相談できる体制を整え、事態の早期把握・未然防止に努める。通報者に対しては、希望した場合には匿名性を保障し、不利益にならないことを確保する。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
当社は、当社保有の情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、法令及び文書管理規定等に基づき、取締役会議事録、稟議書、その他重要な会議の議事録等、取締役の職務の執行に係る情報を、文書または電磁的な媒体に記録し、保存し、管理する。かかる情報の保存及び管理は、別段の定めなき限り、原則として業務管理本部長がこれを担う。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
(1) 損失の危険の管理（以下「リスク管理」という）の基本方針は取締役会で決定する。取締役及び従業員は、経営環境、法令遵守、災害、品質、情報セキュリティ、個人情報の管理等、当社の経営に重要な影響を及ぼすリスクに対し、必要な体制、規程、マニュアル、ガイドライン等を整備し、リスクの低減に努める。
(2) リスク管理は全社を通じて体系的に行い、主要なリスクは継続的に監視し、かつ定期的に検証することのほか、発生したリスクに関しては、適法、適切かつ迅速に対処する。また、新たに生じたリスクを発見した場合には速やかに取締役会及び監査役会に報告する。報告を受けた取締役会は速やかに対応責任者となる取締役を定め、必要に応じ、当該リスクに対する対策委員会を設置する。
(3) 法令遵守を含めた統括的なリスクの監視及び対応は、内部監査室がその責において行い、日常的業務のリスク管理は、当該リスクの発生可能部署の部門長の監視下において行う。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
(1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、取締役会は、経営の基本方針を定め、全社的な経営戦略の立案、中期計画及び年度計画を策定すると共に、各部門の業務執行状況を監督する。
(2) 経営の基本方針、戦略、計画等に基づき管轄部門の管理目標および方策を定め、目標達成のためにその実行を図る。また、当該目標が当初計画どおりに進捗しているか定期的管理を行う。
(3) 取締役会は、毎月1回以上定期的に開催するほか、適宜必要に応じて臨時に開催するものとし、取締役会規程により定められている事項については、取締役会に付議し、または稟議規程に基づき稟議により決済を得ることを遵守する。

5．当社および子会社からなる企業集団における業務の適性を確保するための体制
(1) 当社及びその子会社は、経営の独立性を保持し、法令等に照らして、適法、適正な企業活動を行うものとし、相互間の取引等について、その公正性、透明性を確保するための体制を整備する。
(2) 関係会社管理規程に基づき、各子会社を担当する統括責任部門を定め、当企業集団の適法、適正な管理を行い、また、子会社の内部統制システムの構築、整備を図り、当社及び子会社間の内部統制に関する協議、情報の共有、指示、伝達等が効率的に行われる体制を構築する。

6．監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する事項
監査役は、その職務を補助すべき従業員として、内部統制監査室、または監査役が必要と認める部署に、監査業務を補助するための専任または兼任の担当者を置くこととしております。

7．前号の従業員の取締役からの独立性に関する事項
監査役の監査業務を補助する従業員は、当該監査業務に関して監査役の指揮命令に従い、各部担当役員または管理者の指揮命令を受けない。

8．取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、会社の経営に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、重大な法令違反、定款違反、法遵守に関わる内部情報の状況及び内容、その他法遵守上重要な事項を速やかに報告する。報告する事項及びその方法については、取締役会と監査役会との協議によるものとする。

9．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
(1) 監査役は、取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監督を行い、主要な稟議書およびその業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて取締役にその説明を求める。なお、監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図るものとする。
(2) 内部通報制度を通じて、従業員は直接、監査役に通報することが可能な体制とする。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体に対して、関係不保持及び一切利益供与しないことを基本方針としております。この基本方針は、コンプライアンスの行動規範に規定され、当社の役職員に周知徹底しております。

反社会的勢力排除に向けた整備状況
総務部を対応部署とし、反社会的勢力との関係を遮断するための取組みを実施しております。

本社において所轄警察管内の特殊暴力防止対策協議会に加盟している他、平素から 警察や顧問弁護士と密接な連携関係を構築しております。
対応部署において他企業等との間で情報交換を行い、収集した反社会的勢力に関する情報を一元的に管理しております。
また、この情報をもとに適宜当社の役職員に対して周知徹底し、注意喚起を行っております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社は、コーポレートガバナンス強化の一環として、内部管理体制強化のための牽制組織、規程等の整備を図っております。
管理部門の配置状況及び業務部門への牽制機能は、次頁のとおりであります。

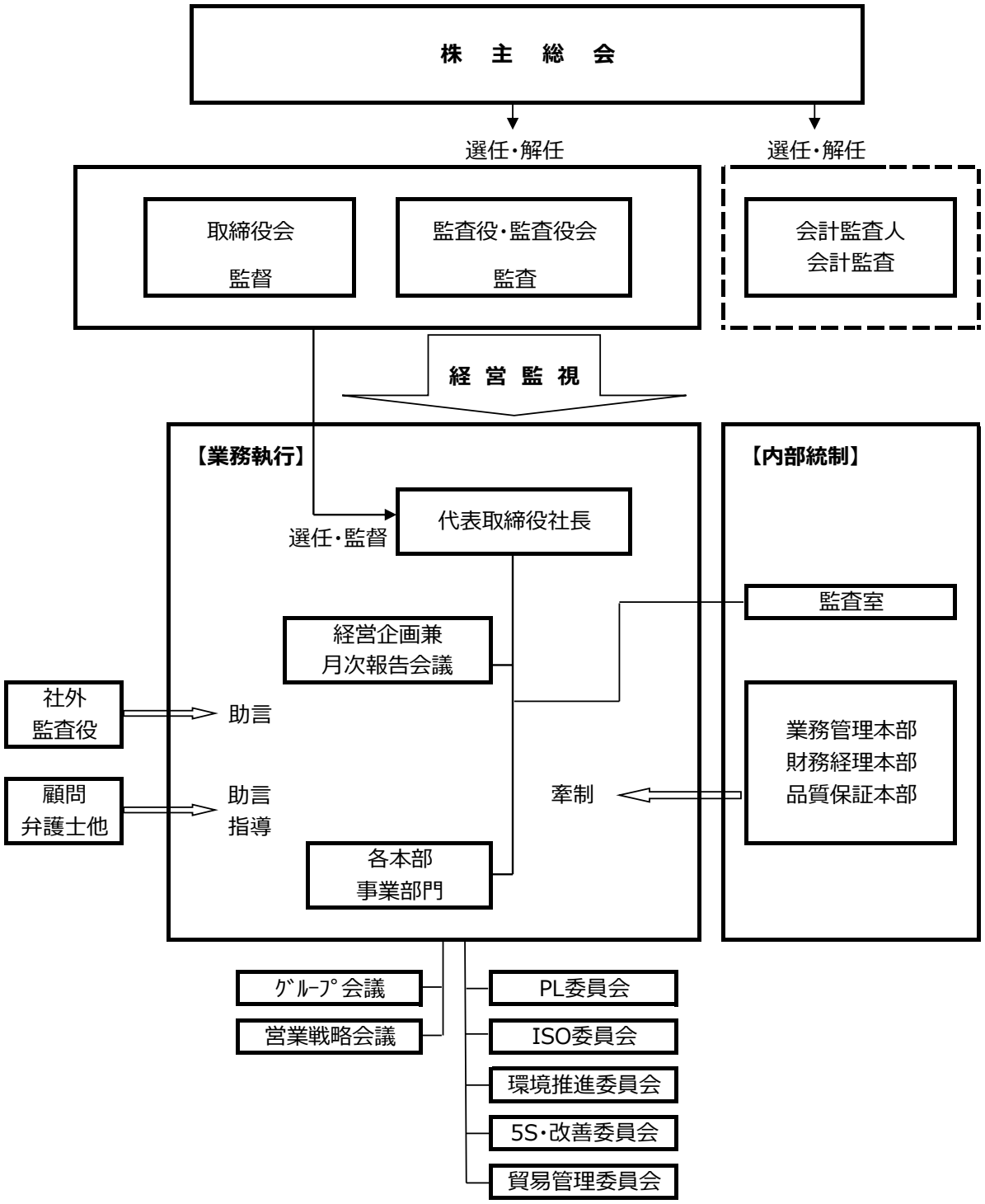
株　主　総　会
選任・解任
選任・解任
取締役会
監督
監査役・監査役会
監査
会計監査人
会計監査
経 営 監 視
【業務執行】
【内部統制】
選任・監督
代表取締役社長
監査室
経営企画兼
月次報告会議
社外
監査役
助言
業務管理本部
財務経理本部
品質保証本部
顧問
弁護士他
助言
指導
牽制
各本部
事業部門
ｸﾞﾙｰﾌﾟ会議
営業戦略会議
PL委員会
ISO委員会
環境推進委員会
5S・改善委員会
貿易管理委員会